

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(1) 化学物質の適正管理

① 有害性が指摘されている化学物質の排出量等の把握、公表

(1) 事業目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」※1に基づく、化学物質排出移動量届出制度（PRTR、平成14年度～）により、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握し、集計・公表することにより、事業者による自主管理の改善促進を図り、化学物質の環境への不適切な排出の抑制を促します。

(2) 取組状況

令和2年度（令和元年度実績）の排出量等について、島根県内では250事業所から届出がありました。

この集計結果と、環境省が推計した届出外排出量をあわせると、島根県における化学物質の全排出量は、3,320tとなり、これは全国の排出量346千tに対し、0.96%（都道府県中40位）でした。（資料編：表1）

(3) 参考情報

PRTR集計結果

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kagaku/PRTR/PRTRdata.html>

《用語解説》

※1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的とした法律。環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する仕組み等が導入されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）廃棄物対策課	0852-22-6419